

テーマ：2026年度税制改正大綱（法人関連）

2026年度の税制改正大綱が公表されました。法人に関連する主な改正はつぎのとおりです。

制度	項目	内容
特定生産性向上設備等投資促進税制	概要	全業種を対象として、一定規模以上の生産設備等を取得および事業供用した場合に次のいずれかを選択適用できる制度を創設 ① 即時償却 ② 取得価額の7%（建物、建物附属設備および構築物は4%）の税額控除（法人税額の20%が控除上限、控除限度超過額は3年間繰越が可能）
	適用要件	・2029年3月31日までに特定生産性向上設備等に係る投資計画につき経産大臣の確認を受けること ・確認日から5年以内に取得および事業供用すること
	投資計画の適合基準	・取得価額の合計額が35億円（中小企業者等は5億円）以上 ・投資利益率が年平均15%以上となることが見込まれること
研究開発税制	一般型	・控除率の上限（14%）は据え置き、増減試験研究費割合に応じた控除率カーブを見直し ・増減試験研究費割合に応じた控除上限の変動措置を見直し
	中小企業向け	控除限度超過額が3年間繰越可能に
	その他	・一般型とは別枠で、「戦略技術領域型」を創設 ・海外委託研究費について、税額控除対象金額に制限を設定
賃上げ税制	大企業向け	2026年3月31日までに開始する事業年度をもって廃止
	中堅企業向け	以下のように見直しのうえ、2026年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度をもって廃止 【給与等の増加割合】 ・4%以上：10%の税額控除 ・5%以上：15%の税額控除 ・6%以上：25%の税額控除
	中小企業向け	適用期限（2027年3月31日）到来時に必要な見直しを検討
	全ての措置	教育訓練費に係る控除率の上乗せ措置の廃止
	中小企業者等の少額減価償却資産の特例	・対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げ ・対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外

お見逃しなく！

消費税に関して、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置につき、控除可能割合が段階的に縮小されます（2026年10月～2028年9月：70%、2028年10月～2030年9月：50%、2030年10月～2031年9月：30%、2031年10月以降：0%）。